

不服の申立てに関する手続きについて

平成15年9月26日

理事長決定

第一次改正 平成17年3月29日

第二次改正 平成28年3月29日

地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程（以下「情報公開規程」という。）第18条及び地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程（以下「個人情報保護規程」という。）第40条に基づく不服の申立てに関する手続きは、次のとおりとする。（第1次改正・一部、第2次改正・一部）

1 不服の申立ての方式

情報公開規程第10条に規定する開示決定等、個人情報保護規程第22条に規定する開示決定等、第32条に規定する訂正決定等又は第38条に規定する利用停止決定等（以下、これらの決定等を「決定」という。）についての不服の申立て及び情報公開規程第18条に規定する開示請求に係る不作為又は個人情報保護規程第40条に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（以下、これらの不作為を「不作為」という。）についての不服の申立ては、3に規定する事項を記載した不服の申立書を提出してしなければならない。（第2次改正・一部）

2 不服の申立期間

- (1) 決定についての不服の申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。（第2次改正・一部）
- (2) 決定についての不服の申立ては、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。（第2次改正・一部）
- (3) 決定についての不服の申立書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における不服の申立期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。（第2次改正・一部）

3 不服の申立書の記載事項

- (1) 決定についての不服の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 不服の申立人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ② 不服の申立てに係る決定の内容
 - ③ 不服の申立てに係る決定があったことを知った年月日
 - ④ 不服の申立ての趣旨及び理由
 - ⑤ 基金の教示の有無及びその内容
 - ⑥ 不服の申立ての年月日（第2次改正・一部）
- (2) 不作為についての不服の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 不服の申立人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ② 当該不作為に係る決定についての請求の内容及び年月日
 - ③ 不服の申立ての年月日（第2次改正・追加）
- (3) 不服の申立人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって不服の申立てをする場合には、不服の申立書には、(1)又は(2)に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名

及び住所又は居所を記載しなければならない。(第2次改正・一部)

- (4) 決定についての不服の申立書には、(1) 及び (3) に規定する事項のほか、不服の申立期間の経過後において、決定についての不服の申立てをする場合には、2の(1) ただし書き又は(2) ただし書きに規定する正当な理由を記載しなければならない。(第2次改正・追加)

4 不服の申立書の補正

- (1) 不服の申立書が3の規定に違反する場合には、基金は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。(第2次改正・一部)
- (2) (1) の場合において、不服の申立人が期間内に不備を補正しないときは、基金は、決定で、当該不服の申立てを却下することができる。(第2次改正・追加)
- (3) 不服の申立てに不備があつて補正することができないことが明らかなきも、(2) と同様とする。(第2次改正・追加)

- 5 その他の取扱いについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の審査請求の規定の例に準ずる。(第2次改正・一部)

附 則

この理事長決定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この理事長決定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この理事長決定は、平成28年4月1日から施行する。